

葬祭組合告示第11号

平成24年10月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年9月25日

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合
管 理 者 小 坂 泰 久

1. 日 時 平成24年10月16日(火)午後2時

2. 場 所 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合会議室(2階)

平成24年10月

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会会議録

○招集日時

平成24年10月16日(火曜日)午後2時

○招集場所

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 会議室(2階)

○出席議員(7名)

1番	高橋 絹子	四街道市議会選出
2番	川名部 実	佐倉市議会選出
3番	伊藤 壽子	佐倉市議会選出
4番	藤 和雄(議長)	佐倉市長
5番	佐渡 斉	四街道市長
6番	戸田 由紀子(副議長)	四街道市議会選出
7番	御園生 浩士	酒々井町議会選出

○欠席議員(なし)

○議案説明のための出席者職氏名

管 理 者	小坂 泰久	酒々井町長
副 管 理 者	橋谷田 豊	酒々井町副町長
会 計 管 理 者	浅野 恵美子	酒々井町会計管理者
事 務 局 長	藤崎 泰宏	
事 務 局 次 長	清宮 高由起	

○構成市町出席職員

佐 倉 市	渡辺 尚明	環境部長
佐 倉 市	高橋 竹男	生活環境課長
四 街 道 市	杉山 毅	環境経済部長
四 街 道 市	黒田 弥	環境政策課長
酒 々 井 町	小川 公一	経済環境課副参事

○議会事務局出席職員

事 務 局 主 幹	藤方 英和
事 務 局 副 主 幹	中村 忍

○連絡員

施設管理班副主査 織田 勝 広

施設管理班副主査 相 京 夕起夫

○会期

平成24年10月16日(火曜日) 1日

○議事日程

平成24年10月16日(火曜日)午後2時開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案の上程、質疑、討論、採決

○議案

- 議案第1号 平成23年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第2号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合霊柩運送事業条例及び佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合霊柩自動車運行条例を廃止する条例制定について
- 議案第3号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第4号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第5号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

開会の宣告

午後2時00分 開会

- 議長（蕨 和雄） ただいまの出席議員は7名で、議員定数の過半数に達しております。よって、平成24年10月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会は成立いたしました。
- これより、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を開会いたします。
-

諸般の報告

- 議長（蕨 和雄） 日程第1、諸般の報告を行います。
- 監査委員より例月出納検査の実施報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。
-

会議録署名議員の指名

- 議長（蕨 和雄） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員の指名は、会議規則第81条の規定により、伊藤壽子議員及び戸田由紀子議員の両名を指名いたします。
-

会期の決定

- 議長（蕨 和雄） 日程第3、会期の決定を議題とします。
- お諮りします。本定例会の会期は、会議規則第5条第1項の規定により本日1日といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（蕨 和雄） 異議なしと認めます。
- よって、会期は本日1日と決しました。
-

議案の上程

- 議長（蕨 和雄） 日程第4、議案を上程いたします。
- お諮りします。議案第1号から議案第5号までを一括議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（蕨 和雄） 異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第5号までを一括議題とします。
- それでは、管理者に提案理由の説明を求めます。

○管理者（小坂泰久） 議長。

○議長（蕨 和雄） 小坂管理者。

○管理者（小坂泰久） 本日ここに平成24年10月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙中にもかかわらず、全員のご出席を賜りまして、本会議が成立したことに對しまして、心からお礼を申し上げます。

ただいまから本定例会に提案いたしました議案5件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、平成23年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計歳入歳出決算認定について

でございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定を求めるものでございます。

以下、決算の概要について申し上げます。

平成23年度の歳入決算額は、2億5,101万8,687円で、対前年度比19%の減となっております。歳入の主なものとしたしましては、組合管理運営費及び火葬場の建設事業にかかわる構成団体からの負担金が主な財源となっております。そのほかに、施設使用料、財政調整基金繰入金、施設整備基金繰入金などが主なものでございます。

歳出決算額は、2億3,932万5,779円で、対前年度比20.2%の減となっております。歳出の主なものとしたしましては、施設の管理運営費、人件費及び組合債の償還によるものでございます。

歳入歳出差引残高は、1,169万2,908円でございます。

議案第2号は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合霊柩運送事業条例及び佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合霊柩自動車運行条例を廃止する条例制定についてでございます。組合霊柩車の運行のあり方については、かねてより協議検討してまいりました結果、平成24年度末をもって組合霊柩車の運行業務を廃止することに至りました。このことに伴い霊柩車の運行に係る関係2条例を廃止するための条例を制定しようとするものでございます。

議案第3号は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。平成24年7月9日に外国人登録法が廃止になったこと及び平成24年度末をもって組合霊柩車の運行業務を廃止することに伴い所要の事項を改廃するため、この条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第4号は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。特別職の職員で非常勤の者に対する年額報酬の支給方法について、現行の月割り計算のみの方法から就任及び退任等が月の中途の場合には日割り計算による支給方法とするため、この条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第5号は、千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございます。千葉県市町村総合事務組合の組織団体である大網白里町が、平成25年1月1日から市制を施行し、大網白里市になります。このことに伴い同組合規約中同組合を組織する地方公共団体に関する規定及び共同処理する事務に係る共同処理する団体に関する規定について改正する必要があるため、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり同法第290条の規定により同組合を組織する各地方公共団体の議会の議決を求めるものでございます。

以上、概要について申し上げましたが、詳細につきましては事務局より説明させます。

何とぞよろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤 和雄） 続いて、事務局長から議案の補足説明をお願いいたします。

○事務局長（藤崎泰宏） はい、議長。

○議長（藤 和雄） 藤崎事務局長。

○事務局長（藤崎泰宏） 事務局長の藤崎でございます。それでは、議案第1号から詳細説明をさせていただきます。

まず、議案第1号 平成23年度一般会計歳入歳出決算につきまして細部説明いたします。お手元の決算書と別紙主要施策の成果の説明書をごらんいただきたいと思います。主要施策の成果の説明書の2ページの(2) 一般会計款別決算書をごらんください。一番下の段、平成23年度の歳入合計は2億5,101万8,687円で、前年度と比較いたしまして5,898万6,484円、19.0%の減となっております。歳入の主なものとしたしましては、第1款、構成団体からの負担金が1億6,583万5,000円、構成比66%を占め、主な財源となっております。前年度比4,001万4,000円、19.4%の減でございます。

2款使用料及び手数料が7,463万9,600円、29.7%、4款繰入金が504万6,000円、こちらが2%、5款繰越金が500万円、2%でございます。

続きまして、3ページをごらんいただきたいと思います。歳出合計は2億3,932万5,779円で、前年度と比較いたしまして6,056万1,492円、20.2%の減となっております。

歳出の内容でございますが、主なものとしたしましては、2款総務費が1億1,901万9,443円、49.7%、構成比です。

3款事業費が1億1,147万3,746円、46.6%、5款公債費が492万3,760円、2.1%で、23年度で全て終了し、23年度減額の主たる要因でございます。

それとあわせて決算書のほうをごらんいただきたいと思います。6ページをお開きいただきたいと思います。事項別明細書により説明いたします。また、別添の資料、主要施策の成果の説明書2ページもあわせてごらんいただきたいと思います。

第1款分担金及び負担金でございます。佐倉市、四街道市、酒々井町から組合負担金としてご負担いただいている額1億6,583万5,000円が収入済額でございます。内訳としたしましては、佐倉市が9,090万4,000円で、負担率としたしまして54.82%でございます。四街道市は5,805万1,000円で、35%でございます。酒々井町は1,688万円で、10.18%でございます。

次に、2款使用料及び手数料でございます。当初予算7,306万6,000円に補正で69万9,000円減額し、7,236万7,000円で、収入済額7,463万9,600円でございます。平成23年度さくら斎場使用状況に関しましては、主要施策の成果の説明書の11ページをごらんいただきたいと思います。合計欄でございますが、対前年度比で23年度が7,461万9,500円、平成22年度が7,400万1,050円で、前年度比61万8,450円の増で、主に組合内の火葬場使用料が増の要因でございます。使用料の内訳としたしましては、12ページ、火葬件数及び使用料をごらんいただきたいと思います。組合内が179件の増、組合外が同件数で、合計110万4,000円の増でございます。15ページ、式場の合計欄をごらんください。576件、6件の減で47万2,500円の減、が霊安室使用料の合計欄ですが、456件、10件の増で、3万1,500円の増となっております。16ページ、の告別室使用料ですが、平成23年9月から開始いたしまして16件、8万4,000円の収入となっております。このほか霊柩車使用料、待合室使用料は若干の減となっております。

また、決算書に戻っていただきまして、7ページをごらんいただきたいと思います。3款財産収入でございますが、当初予算1万円に補正で1万6,000円増額し、2万6,000円で、収入済額2万5,249円でございます。1項財産運用収入は、財政調整基金及び施設整備基金の預金利子でございます。

4款繰入金は当初予算300万円に補正で204万6,000円を増額し、504万6,000円で、収入済額は同額でございます。財政調整基金から310万2,000円、施設整備基金から194万4,000円の繰入金でございます。

決算書の8ページをごらんください。5款繰越金は前年度からの繰越金で、当初予算350万円に補正で150万円増額し、500万円でございます。

次に、6款諸収入、1目預金利子は、当初予算1,000円に、補正で1万9,000円増額し、2万円で、収入済額2万2,634円で、歳計金の運用に伴います預金利子でございます。

6款2項は雑入で45万204円の収入済額でございます。備考欄、売店の電気料金の実費負担分、また職員駐車場使用料、骨つば代等でございます。

以上、歳入合計といたしまして2億5,101万8,687円でございます。

続きまして、12ページをごらんいただきと思います。歳出でございます。

1款議会費でございますが、予算額52万4,000円に対し、支出済額46万6,830円でございます。7名分の議員報酬と会議録の印刷製本費が主なものでございます。

決算書の16ページをごらんください。2款総務費でございますが、190万6,000円を増額補正し、予算額1億1,990万1,000円に対しまして1億1,901万9,443円の支出済額でございます。1項総務管理費、1目一般管理費の報酬でございますが、3名の方々に情報公開個人情報保護審査会委員をお願いいたしておりまして、審査会を1回開催し、報酬9万円、費用弁償1万680円を支出しております。主要施策の成果の説明書5ページの中段をごらんいただきたいと思います。情報公開個人情報保護制度実施状況ですが、平成23年度はゼロでございました。次に、給料、職員手当、共済費は、職員12名分及び特別職の人件費で、総務費の95.2%を占めております。前年度と比較いたしまして主要内容を申し上げます。主要施策の成果の説明書4ページから6ページにかけてをごらんいただきたいと思います。給料、職員手当等共済費は対前年度比2名の減となっており、減額の主な要因となっております。次に、賃金254万5,290円は事務補佐員の賃金でございます。需用費は、90万9,769円で、事務用消耗品が主なものでございます。負担金補助及び交付金は、23万2,500円の支出済額で、職員の研修負担金、厚生補助金が主なものです。主要施策の成果の6ページをごらんいただきたいと思います。3の職員研修実施状況ですが、職員が講師による職場内研修と派遣研修を実施いたしました。

続いて、決算書の18ページをごらんいただきたいと思います。2項監査委員費8万874円は、例月出納検査や決算審査に伴います監査委員さん2名分の報酬及び旅費でございます。

次に、3款事業費でございますが、決算書の22ページからと、主要施策成果の説明書の7ページからとあわせてごらんください。こちらは245万円を減額し、予算額1億1,895万6,000円に対しまして1億1,147万3,746円の支出済額でございます。

前年度と比較いたしまして主要内容を申し上げます。需用費につきましては297万6,397円の減でございます。主な要因といたしましては、光熱水費の396万164円で、夏季の節電によるものとガスの大口契約に変更したことによるものでございます。そのほか修繕料が69万9,875円の増で、施設の維持管理に要する修繕で31件を実施いたしました。委託料は前年度比910万2,723円の増でございます。主要内容につきまして、火葬炉運転等業務委託料は退職職員1名の補充と委託業務増に伴い938万9,520円の増、機械設備保守点検、定期清掃委託料が42万円の増、施設運営管理業務委託料が46万2,000円の増、特殊建築物等定期調査業務委託は調査項目の減に伴い32万4,450円の減でございました。工事請負費は555万7,944円の増で、1,296万444円でございます。

主要施策の成果8ページをごらんいただきたいと存じます。設備の経年劣化に伴い火葬炉設備改修工事が705万6,000円、屋上笠木防水ほか改修工事が123万9,000円、冷温水発生機部品等改修工事239万7,000円、地デジに対応するための工事30万6,000円、第3告別室で葬儀ができるようにするための改修工事94万5,000円、東日本大震災に伴う改修工事2件でございます。備品購入費は第3告別室に使用す

る備品が主なものでございます。

次に、決算書の28ページをごらんください。4款諸支出金でございます。当初1万円に342万6,000円増額し、予備費から6,000円充用し、344万2,000円とし、内訳といたしましては財政調整基金積立金が271万7,238円、施設整備基金積立金が72万4,762円でございます。

次に、32ページをごらんください。5款公債費でございます。組合債の償還で、元金及び利子の支出で492万3,760円でございます。元金償還金が481万8,702円、利子償還金が10万5,058円でございます。償還の最終年度となります。

歳出合計といたしまして2億3,932万5,779円でございます。

次に、38ページをごらんください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額2億5,101万8,687円、歳出総額2億3,932万5,779円、歳入歳出差引額1,169万2,908円、実質収支も同額でございます。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金は589万2,908円でございます。

次に、39ページをごらんください。財産に関する調書でございます。公有財産の土地及び建物の行政財産につきましては、さくら斎場の土地と建物でございます。普通財産につきましては、旧火葬場の天使の森公園の所有土地でございます。変更はございません。次に、物品の自動車等につきましても変更ございません。次の基金につきましては、平成23年度末現在高は、財政調整基金1,685万1,978円、施設整備基金4,059万7,970円となっております。

決算書のほうは以上でございますが、次にお手元の平成23年一般会計歳入歳出決算審査意見書をごらんいただきたいと思っております。

当組合の監査委員の小柳監査委員さんと高橋監査委員さんに平成24年7月26日に決算審査をしていただきました。その意見でございます。

2ページの中段5の審査の結果でございますが、(1)総括でございますけれども、審査に付された平成23年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計歳入歳出決算書及び同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書書類等は、関係法令に準拠して適正に作成されており、その計数は、関係帳簿その他証書書類と照合した結果、誤りのないものと認めます。

(2)執行状況及び事業運営状況等に関する事項。平成23年度における予算の執行状況、事業の運営状況及び関連事項等は、適正であり、効率的に行われていると認められます。なお、今後も適正かつ効率的で良好な組合運営が継続的に行われるよう努めてください、ということでございます。

以上で議案第1号の細部説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号から第5号につきまして、お手元のA4の資料をごらんいただきたいと思っております。お配りの左とじになっておりますが、こちらのほうをごらんいただきたいと思っております。

議案第2号でございますが、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合霊柩運送事業条例及び佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合霊柩自動車運行条例を廃止する条例制定についてということでございまして、先ほど管理者よりお話がありましたが、制定理由につきまして、組合霊柩車の運行のあり方について、平成22年2月から霊柩車の老朽化による更新及び利用率低下等の諸課題を調査研究し、組合議会全員協議会において協議検討してまいりました。その結果、平成24年2月組合議会全員協議会において、平成24年度末をもって組合霊柩車の運行業務は廃止することに決定し、平成24年5月議会全員協議会において日程等が承認されたところでございます。このことに伴い霊柩車運行に係る関係2条例について、廃止するための条例を制定しようとするものでございます。

2、廃止する関係条例につきましては、以下の霊柩運送事業条例と霊柩自動車運行条例でございます。施行期日といたしましては、平成25年4月1日から施行するものでございます。

5番は、関係法令及び条例でございますが、(2)が組合の運行に関する条例と霊柩自動車運行条例の条文でございます。

次に、3ページの議案第3号資料をごらんいただきたいと思います。佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について。

改正理由等でございますが、主な改正理由は、第一に平成24年7月9日に出入国管理及び難民認定法等を改正する法律が施行され、外国人登録法が廃止となったことに伴い、さくら斎場の使用者の区分において外国人登録法に関する規定を削除するため、第二といたしまして、議案第2号と関連し、平成24年度末をもって組合霊柩車の運行業務を廃止することに伴い、霊柩車の具体的な運行及び使用料について規定する事項等を改廃するために、この条例の一部を改正しようとするものでございます。

2の改正内容でございますが、(1)が外国人登録者の一元化に伴うものと、(2)が霊柩車運行廃止の使用料削除でございまして、次のページの5の1と5の2にございますが、新旧対照表の条文でございます。

3の施行期日でございますが、こちらの霊柩車の運行に関するものについては、平成25年の4月1日から施行するものです。ただし、第6条の改正規定は公布の日から施行し、平成24年7月9日から適用するものでございまして、現在まで外国関係につきましては、問題は特にございません。

4ページをごらんいただきたいと思います。5番の霊柩車の運行廃止に伴う対応でございますが、こちらにつきましてはごらんのような日程でございまして、24年の10月に、今回条例を上程させていただきまして、ご可決いただけましたら11月に公布すると。それから、12月に住民及び関係事業者への広報等の周知を行うということでございます。また、25年の3月に合わせて2回目の広報に掲載をしていただくというような手続で今後実施する予定でございます。

続きまして、6ページの議案第4号資料をごらんいただきたいと思います。佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。

1の改正理由等でございますが、特別職の職員で非常勤職員、組合の監査委員の年額報酬の支給方法について、現在は月割り計算のみになっております。このたび監査委員2名が新たに就任したことに伴い、構成市町同様に報酬の支給方法について、就任日等が月の中途の場合は日割り計算によるものとするため、この条例の一部を改正しようとするものでございます。

2番目が年額報酬の対象者の報酬額。

それから改正内容につきまして、(1)が第3条新規挿入、こちらが日割り計算の根拠でございます。(2)が字句の整理というものでございまして、次のページに新旧対照表がございまして、こちらを変更しようというものでございます。

字句につきましては、新の第5条と旧の第4条になりますが、「関し」の次に点が入るというものでございます。

続きまして、7ページ、議案第5号資料をごらんいただきたいと思います。千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について。協議理由でございますが、千葉県市町村総合事務組合の組織団体である大網白里町が、平成25年1月1日から市制を施行し、大網白里市になるこ

とに伴い、組合規約中、組合を構成する地方公共団体に関する規定及び共同処理する事務に係る共同処理する団体に関する規定について改正する必要があるため、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により組合を組織する各地方公共団体の議会の議決を求めるものでございます。

施行日でございますが、平成24年度中に千葉県知事から許可を得た後、平成25年1月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（藤 和雄） これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○3番（伊藤壽子） はい。

○議長（藤 和雄） 伊藤議員。

○3番（伊藤壽子） 一括、1つずつ。一括でよろしいですか。

○議長（藤 和雄） 議案ごとで。

○3番（伊藤壽子） 決算から。工事とかの委託料とかあって、入札の状況です。これに対しまして以前も質問をさせていただいたのですが、状況としては23年度の決算はどういう状況でやられたのかをご説明していただきたいと思います。

○事務局長（藤崎泰宏） はい、議長。

○議長（藤 和雄） 事務局。

○事務局長（藤崎泰宏） それでは、決算書の22ページと23ページです、ごらんいただきたいと思います。委託料の欄でございますが、一番上の緑地帯管理業務委託が制限付きの一般競争入札、それから次の機械設備の保守点検も一般競争入札、火葬炉の設備点検委託、次の自動制御機器保守業務委託、エレベーター保守業務委託、滝設備保守委託については随意契約でございます。それから、次の消防設備と煤煙につきましては一般競争入札、機械警備業務委託と自動ドア保守点検が随意契約、それから自家用電気工作物保守点検は3年の長期継続契約でございます。それから、照明器具管理とゴミ収集、火葬炉残骨灰、葬祭管理システム、AV設備・ITV設備保守点検は随意契約です。それから、火葬炉運転等業務委託につきましては3年の長期継続契約、特殊建築物等定期調査業務委託が随意契約、施設運営管理業務委託は長期継続契約の3年でございます。それから、冷温水発生機保守点検業務は随意契約ということでございます。

以上でございます。

○3番（伊藤壽子） はい。

○議長（藤 和雄） 伊藤議員。

○3番（伊藤壽子） 24ページの工事請負の場合、工事の場合はどうなっているのですか。

○事務局長（藤崎泰宏） はい。

○議長（藤 和雄） 事務局。

○事務局長（藤崎泰宏） お答えいたします。

こちらは火葬炉の設備改修工事につきましては1社の随意契約、それから屋上笠木工事につきましては4社の見積もり合わせでございます。それから、冷温水発生機につきましては1社の随意契約、地上デジタルテレビ対策工事につきましては2社によります見積もり合わせ、第3告別室改修工事につきま

しては4社による見積もり合わせ、キャノピーの床につきましては1社による随意契約、緊急舗装改修工事につきましては4社による見積もり合わせでございます。

以上でございます。

○3番(伊藤壽子) はい。

○議長(蕨 和雄) 伊藤議員。

○3番(伊藤壽子) 見積もり合わせという意味がちょっとわからないのですけれども。

○事務局長(藤崎泰宏) 議長。

○議長(蕨 和雄) 事務局。

○事務局長(藤崎泰宏) ただいま随意契約でございまして、4社から見積もりを聴取したということでございます。

○議長(蕨 和雄) 一括で、済みませんがお受けします。

○3番(伊藤壽子) はい。

○議長(蕨 和雄) 伊藤議員。

○3番(伊藤壽子) 3号議案についてなのですけれども、これ説明書によりますと、経過措置として、外国人の住民票作成までの措置として、下の中長期在留者、一時庇護許可者、または仮滞在許可者、出生による経過滞在者、また国籍喪失による経過滞在者、これに関しましては今までどおり住民票が作成されるまでは経過措置をとられるということなのですけれども、これ住民票作成された後はどういうふうな対応になりますか。

○事務局長(藤崎泰宏) 議長。

○議長(蕨 和雄) 事務局。

○事務局長(藤崎泰宏) 今の質問でございますが、住民票が作成されれば当然組合内という判断でございます。

○3番(伊藤壽子) はい。

○議長(蕨 和雄) 伊藤議員。

○3番(伊藤壽子) 法律そのものがやはり中長期滞在者に対していろいろと権利を狭めるというところで問題があるのではないかとされているのですけれども、そうしましたら一時上陸や仮滞在を許可された者とか、国籍喪失とか、そういうような場合も住民票が作成されるというふうにご判断されていきますか。

○事務局長(藤崎泰宏) 議長。

○議長(蕨 和雄) 事務局。

○事務局長(藤崎泰宏) この辺は構成市町の市民課、住民課と事前に協議する必要もあると思いますが、その間の中で、住民票ができるまでの中で、あくまでも可能性が非常に大きいということであれば構成市町の中で組合内という扱いであって、また該当しないということになれば組合外ということになるのではないかとこのように考えております。あくまでも構成市町の判断に基づいて当組合としては組合内、組合外の判断をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○3番(伊藤壽子) はい。

○議長(蕨 和雄) 伊藤議員。

○3番（伊藤壽子） 構成市町によって対応が変わってくるというふうにもとれるのですが、そうしますと酒々井町さん、四街道さんでは認められているのに、佐倉市では認められないというのは不公平ではないかとか、そういうような状況も出てくる可能性はあるし、あとこの場合に6カ月同居していない配偶者に関しては、それこそ滞留許可を取り消すというような条項も入っているということです、そうなりますとDV被害を受けた女性とか、避難しなければいけないような状況の場合とか、いろいろ人権問題にもかかわってくるというふうにとれます。ですので、葬祭組合という、普通の状況ではないのですが、やはり市民の権利を狭めるというところでどうなのかなというふうに、具体的にやはり何か出てきたときには問題も出てくると思いますが、そのこのところの対応をどういうふうに今後されていくのか、お聞きいたします。

○事務局長（藤崎泰宏） 議長。

○議長（蕨 和雄） 事務局。

○事務局長（藤崎泰宏） 先ほども言いましたけれども、構成市町の市民課、住民課のほうでそれぞれの対応が違うということも考えられるかもしれませんが、あくまでも私どものほうでは埋火葬許可証の書類が出てきたものについて、そこで判断させていただくということではかないというふうを考えております。

以上です。

○議長（蕨 和雄） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蕨 和雄） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

討 論

○議長（蕨 和雄） 続いて討論を行います。

討論はございませんか。

伊藤議員。

○3番（伊藤壽子） 議案3号についてです。これは日本に在留する外国人に関する在留管理制度の見直しによる外国人登録制度が廃止され、外国人登録法に関する規定を削除するというものです。3カ月以上の中長期在留者に住民票を付与する在留カードが発行され、市町村に住居地を届け出ることによって外国人住民票がつくれます。さまざまな利便性の向上がうたわれている制度ですが、幾つかの締めつけ、締め出しとも言うべき問題点があります。従来不要だった転職、離職、離婚など届け出が義務化され、在留カードの不携帯は罰則となります。また、住所の変更を90日以内に行わなかった場合、あるいは配偶者としての実績が6カ月以上なかった場合、偽装結婚の疑いありとして在留資格が取り消されます。一番の問題は、今も日本に11万人いると言われる非正規滞在の外国人です。これまでも日本人として結婚して何年日本に住んでいようが不法滞在として就労もできず、人権も保障されない大変不安定な身分でした。アムネスティーからは再三の是正勧告が出されてきましたが改善されず、逆に今回の改正により住民票からは完全に削除された見えない存在となり、一切の行政サービスから締め出される可能性が出てきました。住民登録対象外の居住者であっても自治体にとっては住民であるという視点から各自自治体が独自の記録を整備して、適切な行政サービスを提供するべきであるということ、これはこの議案に関しても同じことだと思っておりますので、これに対して反対をいたします。

以上です。

○議長（蕨 和雄） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蕨 和雄） ないようでございますので、討論なしと認めます。

採 決

○議長（蕨 和雄） これより採決を行います。

議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（蕨 和雄） ありがとうございます。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号は原案のとおり認定されました。

議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（蕨 和雄） ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（蕨 和雄） ありがとうございます。

挙手多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（蕨 和雄） ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（蕨 和雄） ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（蕨 和雄） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて平成24年10月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時50分 閉会

以上のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 蕨 和 雄

議 員 伊 藤 壽 子

議 員 戸 田 由 紀 子